七　財源対策債償還費	平成九年度から平成二十九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	⑴㈠～⑵㈠　［略］ ⑵㈡　平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十九年度財源対策債」という。） ［略］
八・九　略	［略］	［略］
十　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十九年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	⑴㈠～⑵㈥　略 ⑵㈦　平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災・減災事業債分
十一　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する	［⑴～⑹　略］ ⑺㈠　平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債 緊急防災・減災事業債分

七　財源対策債償還費	平成八年度から平成二十八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	⑴㈠　平成八年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成八年度財源対策債」という。） ア　平成八年度市場公募都道府県に係るもの イ　平成八年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの ⑵㈠～⑵㈠　［同上］ ［新設］
八・九　同上	［同上］	［同上］
十　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十八年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	⑴㈠～⑵㈥　同上 ［新設］
十一　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十八年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する	［⑴～⑹　同上］ ［新設］